

【CLOメルマガ】所有者不明土地問題を解消するための関連法について他一

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第17号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、所有者不明土地問題の関連法とハイブリット型バーチャル株主総会について取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

〈今号の目次〉

1. 所有者不明土地問題を解消するための関連法について
2. 株主総会の転換期ーハイブリッド型バーチャル株主総会を中心にー

~~~~~

### 【所有者不明土地問題を解消するための関連法について】

以下は、事務所ウェブサイト公表している「所有者不明土地問題を解消するための関連法について」の要約です。

全文をご覧いただくにはこちらの URL から

( <https://www.clo.jp/column/2886/> )

総面積が日本全体の2割を超えるとされる所有者不明土地は、公共工事の実施や再開発の妨げになるなど、多くの問題を引き起こしています。東日本大震災の被災地での用地買収が難航し、復興事業の遅れの原因となったことも記憶に新しいところです。

このような所有者不明土地問題を解消するための関連法が、4月21日に成立

し、同月28日に公布されました。そこで、今号では、所有者不明土地の問題点についてのこれまでの経緯を整理しつつ、関連法の概要を解説致します。

《所有者不明土地問題を解消するための関連法の主なポイント》

●改正方針①～所有者不明土地の発生を予防する～

- ・相続登記の申請義務化
- ・登記名義人の死亡等の事実の公示
- ・住所等の変更登記申請の義務化
- ・外国居住者の連絡先の登記事項化
- ・土地所有権の国庫への帰属の承認等に関する制度の新設

●改正方針②～所有者不明土地の利用の円滑化を図る～

- ・所有者不明土地・建物の管理制度の新設
- ・共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備
- ・隣地等の利用・管理の円滑化を図る制度の新設
- ・具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 山村 真吾 ( [yamamura\\_s@clo.gr.jp](mailto:yamamura_s@clo.gr.jp) )

~~~~~  
~~~~~

**【株主総会の転換期ーハイブリッド型バーチャル株主総会を中心にー】**

以下は、事務所ウェブサイトに公表している「株主総会の転換期ーハイブリッド型バーチャル株主総会を中心にー」の要約です。

全文をご覧いただくにはこちらの URL から

(<https://www.clo.jp/column/2884/>)

従来の株主総会は、物理的に存在する会場において、取締役等や株主が同じ場所に集まって行われていました(リアル株主総会)。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのIT化の要請から、株主が株主総会にIT等を活用して参加する方法が取られるなど、株主総会の実施方法が大きな転換期を迎えております。

株主が株主総会にIT等を活用して参加する方法の1つとして、リアル株主総会(物理的に存在する会場で取締役等や株主が同じ場所に集まって行う従来の株主総会)を開催する一方で、そのリアル株主総会の場所にいない株主もインターネットなどの手段を用いて遠隔地から参加または出席する方法があり、これを「ハイブリッド型バーチャル株主総会」といいます。

ハイブリッド型バーチャル株主総会には、インターネット等の手段を用いた株主総会への関与が法律上の「出席」として扱われるか否かによって、審議等を確認・傍聴することができる「参加型」と、議決権行使や質問等ができる「出席型」の2つの形態があります。

全文では、ハイブリッド型バーチャル株主総会の内容やメリット、留意点などについて解説しておりますので、是非ご参照ください。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 西川 昇大 ([\\_nishikawa\\_s@clo.gr.jp](mailto:_nishikawa_s@clo.gr.jp))

~~~~~  
~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

( [clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp) )

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所 ( <http://www.clo.jp/> )

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階 (受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....